

令和2年度第2回旭川市公民館運営協議会会議録

議事（1）令和3年度公民館事業に望むこと

（C委員）

各地域の住民が、乳児・児童・高齢者を中心に公民館に集い、健康増進やコミュニケーションを図り、豊かで楽しい日常生活を送れるよう目指すと共に事業を推進して頂きたいと思います。

（F委員）

今後の公民館事業については、市民に身近な施設として地域福祉の推進に関連する以下のような取組も必要になると思います。

- ①地域の課題を解決するための取組
- ②まちづくりに資する取組
- ③地域のボランティア活動を促進する取組

（H委員）

コロナ禍が長期化する中で、施設の安全かつ有効な利用の推進に一層尽力すべきです。

書面会議では議論が深まりません。対面が難しければ、オンライン会議も選択肢になると思います。

その他（１） 公民館の位置付けの見直しについての意見提出

（A委員）

これまで通りの公民館としての位置付けを望む。

- ・生涯学習の必要性がますます大きくなる中で、学習拠点が地域には必要不可欠。
- ・公民館の位置付けを持たなくなった場合、教育委員会が施設の運営に主体的に関われる形でない、その運用が学習中心なのか、レク中心なのかという面で中途半端あるいは利用者側の混乱が予想される。
- ・公民館の位置付けを持たなくなった際、生涯学習登録団体と一般のサークル・団体が同一施設を利用することとなり、登録団体の行き場がなくなる恐れがある。登録まで各団体がそれぞれ努力を要し、生涯学習の普及・発展にも寄与してきていることから、制度が変わってもそれなりの配慮（活動の場所・料金面など）が必要と考える。

今後の将来見通しから公民館がその位置付けを持たなくなる可能性が大である。

そうなった場合でも、生涯学習の場と機会が保障あるいは維持されることが重要。今後改正されると思われる各種規定には各施設の運営の基本として、教育委員会が主体となった生涯学習の場、社会教育の場としての活用を明記し主導體制を維持すべきではないか。

施設の名称も生涯学習のイメージを取り入れたもの、例えば「〇〇地区(地域)学習センター」「〇〇地区(地域)総合学習館」などとするのがよいと思われる。

（B委員）

公民館の位置付けを維持する方がよい。

- ・営利目的の事業が増える可能性があり、公的な活動の妨げになる場合がある。しかしながら、公民館活動の活性化のため、公共性のある事業においては一定のルールを設けて開催する道を作っておくとよい。

（C委員）

公民館は地域の集会施設ではなく、基本的に従来どおり、社会教育法に基づく社会教育施設とすることが望ましいと考えます。

ただし、市郊外や会場使用率の低い公民館で地域住民の強い希望があり、他に集会所が無い場合等については「地域の集会施設」とする等、多様な利用を可能にして効率のよい運営を図ることも必要であり、それぞれの公民館によって対処してもよいのではと考えます。

(D 委員)

公民館の位置付けを維持することによるメリットよりも、位置付けを解除することのメリットの方が明らかに大きいと思われる。

公民館の利用可能性を広げることは、公民館利用が減少し続けている現在において、結果的に社会教育活動や生涯学習活動の機会を維持・拡大することにもつながっていくのではないかと考えます。

(E 委員)

基本的には公民館とコミュニティ施設の統合に賛成します。

しかし、財政難によって建物の建て替えが難しいとの視点だけで公民館の廃止や統合を進めるのは短絡的と考えます。その論法で言えば、将来住民センターやコミュニティセンターも同様に老朽化するのであって、同じ問題を抱えることとなります。

むしろ大切なのは、公民館とコミュニティセンターの運営面での検討と整合性を図ることが重要と思われます。また、建物だけを考えれば、最近のコロナ禍におけるリモート授業やテレワークといった社会生活の将来像を見据えた展望も考慮に入れた総合的な見地からその規模や配置が検討される必要があると考えられます。

(F 委員)

社会教育法の位置付けにこだわるのではなく、市民の幅広い活動ニーズに応えることを主に考えると、コミュニティセンターのような集会施設に変化していくことが望ましいと考えます。

(G 委員)

地域住民のニーズ等に弾力的に対応することができるようになるという点で、コミュニティセンター化による管理基準の緩和は望ましいと考えます。

ただし、社会教育としての機能は一定程度残す必要があると考えます。

(H 委員)

公民館の「公民館」としての利用を可能な限り追求するという点で委員の皆さんの意見はほぼ一致していたと思います。